

## 仮貯蔵又は仮取扱いの承認基準

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書の規定により、仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）を行う場合の承認の基準は、次のとおりとする。

### 1 共通事項

- (1) 仮貯蔵等の承認は、同一場所において承認期間（10 日間）を終了後、反復して認めないこと。ただし、同事業所の危険物施設における事故等により緊急措置としてやむを得ない場合など正当な理由のあるときは、この限りでない。
- (2) 仮貯蔵等を行う場所（以下「仮貯蔵場所」という。）の付近には、火気を使用する設備、可燃性の物件等が存しないこと。
- (3) 仮貯蔵等は、周囲の状況や、風速、湿度、気温等の気象条件を考慮して安全に行われること。
- (4) 仮貯蔵場所には、危険物の性状、貯蔵又は取扱い状況に応じ、換気又は流出防止措置等の措置を有効に講じること。
- (5) 危険物の取扱いにあたっては、危険物取扱者の立会いを行わせること。
- (6) 仮貯蔵場所には、貯蔵し、又は取扱う危険物に応じて危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）に掲げる第 4 種又は第 5 種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。
- (7) 仮貯蔵場所には、見やすい箇所に吹田市危険物の規制に関する規則（昭和 61 年 11 月 20 日吹田市規則第 47 号）第 2 条第 3 項に定める掲示板を設けること。
- (8) 仮貯蔵等の申請書には、次に掲げる図書を添付すること。
  - ① 付近見取図
  - ② 敷地内配置図又は仮貯蔵場所周辺配置図
  - ③ タンク又は容器で仮貯蔵等を行う場合は、その関係図書
  - ④ 屋内において仮貯蔵等を行う場合は、建築物又は室の構造等を明記した図書
- (9) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて次に掲げる図書を添付すること。
  - ① 危険物の貯蔵又は取扱いに関する防火責任者等の任務
  - ② 巡回及び点検要領
  - ③ 災害その他緊急時における通報、消火等応急措置の要領
  - ④ 夜間等における危険物の防犯対策
  - ⑤ その他

### 2 屋内における仮貯蔵等

建築物は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とすること。

### 3 屋外における仮貯蔵等

- (1) 次に掲げる危険物の仮貯蔵等は、原則として認められないものとする。
- ① 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含有するもの
  - ② 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの
  - ③ 第3類の危険物
  - ④ 第4類の危険物のうち、引火点が21℃未満のもの
  - ⑤ 第5類の危険物
- (2) 仮貯蔵場所は、さく等により明確に区画し、その周辺に火災予防上又は消火活動上支障がないと認められる幅の空地を確保すること。

### 4 震災時等における留意事項

- (1) 緊急を要する事態を覚知した場合は、関係者と仮貯蔵等の安全対策等について協議し、合意したものに限り申請の有無に関わらず承認できるものとし、事後の承認申請の提出を認めるものとする。ただし、承認後必ず現場確認を行うこと。
- (2) 緊急措置としてやむを得ない場合など同一場所において反復して承認する時は、必要最小限の期間に留めること。
- 5 危険物の貯蔵又は取扱いは、政令第4章に定める技術上の基準に準じて行うこと。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この基準は、平成7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この基準施行の際、現に実施している行為については、この基準により実施したものみなす。

#### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。